

# 事前調査結果の報告が義務になります！

～ 2022年4月1日着工の工事から ～

## 事前調査

建築物、工作物、船舶の解体・改修作業を行うときは、原則全ての工事で、石綿等の有無の調査（事前調査）を行うことが必要です。

- 工事の規模や請負金額に関わりなく必要です。
- 建築物、船舶の事前調査は、**2023年10月から必要な知識を有する者に調査を行わせることが必要になります。**



## 事前調査結果の報告

一定規模以上の工事は、あらかじめ電子システムで労働基準監督署に事前調査結果の報告を行うことが必要です。

(様式第1号による報告書の提出で代えることもできます。)



### 建築物の解体・改修工事

- 工事に係る部分の床面積の合計が **80㎡**以上の解体工事
- 請負代金が **100万円**以上の改修工事



### 工作物の解体・改修工事

- 厚生労働大臣が定めるものの解体・改修工事で、請負代金が **100万円**以上のもの



### 船舶の解体・改修工事

- 総トン数が **20トン**以上のもの

## 石綿事前調査結果報告システム

石綿事前調査結果報告システムを使用すれば、労働基準監督署と自治体の両方に報告することができます。

- **2022年3月**にシステム公開予定です。
- **2022年1月18日(火)～2月18日(金)**まで、運用開始前のユーザーテストを実施します。
- システムの利用には**GビズID**が必要です。



石綿事前調査結果報告システム



GビズID

### ■ 詳しくは、石綿総合情報ポータルサイトをご覧ください。

- 石綿障害予防規則の概要、解体・改修工事のマニュアルなどの情報を掲載しています。

